

平成 30 年度決算に基づく  
健全化判断比率審査意見書

石狩市監査委員



石 監 査 第 121 号  
令和元年 8 月 27 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市監査委員 百 井 宏 己

石狩市監査委員 花 田 和 彦

平成 30 年度決算に基づく石狩市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 30 年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。



# 目 次

第1 審 査 対 象	.....	1
第2 審 査 期 間	.....	1
第3 審 査 方 法	.....	1
第4 審 査 結 果	.....	1
1 対 象 会 計	.....	2
2 健全化判断比率	.....	2
第5 審 査 意 見	.....	4



## 第1 審査対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査期間

令和元年7月26日から8月20日まで

## 第3 審査方法

健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算出され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を求め審査を実施した。

## 第4 審査結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されていた。  
審査した健全化判断比率の概要は、次のとおりである。

## 1 対象会計

会計名	区分	各指標の適用範囲			
一般会計	普通会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
土地取得特別会計					
国民健康保険事業特別会計	公営事業会計				
国民健康保険診療所特別会計					
後期高齢者医療特別会計					
介護保険事業特別会計					
介護サービス事業特別会計					
水道事業会計					
公共下水道事業会計	公営企業会計				
特定環境保全公共下水道事業特別会計					
個別排水処理施設整備事業特別会計					
石狩湾新港管理組合	一組広域連合・事務組合				
石狩北部地区消防事務組合					
石狩西部広域水道企業団					
石狩教育研修センター組合					
北海道市町村備荒資金組合					
北海道市町村職員退職手当組合					
北海道後期高齢者医療広域連合					
札幌広域圏組合					

## 2 健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成30年度 決算	平成29年度 決算	平成28年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	12.67	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.67	30.00
実質公債費比率	8.6	8.6	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	76.6	84.6	82.9	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため、「—」と記載した。



### (1) 実質赤字比率

標準財政規模に占める普通会計の赤字額の割合を示し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 標準財政規模 : 地方公共団体が標準的に収入すると見込まれる一般財源  
平成 30 年度 標準財政規模 16,566,068 千円

### (2) 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める公営企業会計を含む全会計を合算した赤字額の割合を示し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### (3) 実質公債費比率

地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出などの合計額に充当された一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を示し、公債費による財政負担の度合いを判断する指標である。

(算定式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

(単年度)

A : 地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E : 標準財政規模

当年度の実質公債費比率の算定に用いる数値

(単位：千円)

区分	平成 30 年度決算	平成 29 年度決算	平成 28 年度決算
A	3,091,619	3,225,916	3,069,248
B	965,928	1,025,832	1,123,174
C	524,007	604,346	576,250
D	2,351,215	2,367,033	2,363,923
E	16,566,068	16,639,722	16,601,475

注) 実質公債費比率は、直近 3 ヶ年の平均で算定する。

#### (4) 将来負担比率

将来の公債費等負担予定額の標準財政規模に占める割合を示し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

A：将来負担額

B：充当可能財源等

C：標準財政規模

D：算入公債費等の額

将来負担比率の算定に用いる数値

(単位：千円)

区分	平成 30 年度決算	平成 29 年度決算	平成 28 年度決算
A	45,055,625	46,676,722	47,108,645
B	34,166,179	34,590,467	35,296,119
C	16,566,068	16,639,722	16,601,475
D	2,351,215	2,367,033	2,363,923

## 第 5 審査意見

実質公債費比率については、前年度と同率である。また、将来負担比率については、前年と比較して、8.0 ポイント低下している。要因としては、地方債残高の減少が挙げられる。

地方債残高については、他の地方自治体と比べると依然として高水準で推移しており、算定においては、この残高が大きく影響を及ぼすため、地方債の発行にあたっては、財政の硬直化を招くことがないように、必要最小限の借入に努められたい。